

○河内長野市地域福祉計画策定委員会規程

平成15年10月1日

規程第18号

(設置)

第1条 本市の地域福祉計画の立案並びにその計画の実施状況の点検及び見直しを行うため、河内長野市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、地域福祉部長、福祉事務所長及び別表に掲げる部署の長をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、地域福祉部長をもってこれに充て、副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要と認めるときに委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、第2条の規定にかかわらず、協議事項に関係のある者に、委員会に出席を求めることができる。

(作業部会)

第5条 委員会は、協議すべき事項の調整を図るため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、別表に掲げる部署の職員によって組織する。
- 3 作業部会の会議は、地域福祉部生活福祉課長が必要と認めるときに招集する。
- 4 地域福祉部生活福祉課長が必要と認めるときは、第2項の規定にかかわらず関係者に会議の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、別に定める部署において行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規程第14号抄)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年10月11日規程第33号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月30日規程第9号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規程第12号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月25日規程第1号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

別表(第2条、第5条関係)

市民生活部 人権推進室
市民生活部 市民窓口課
市民生活部 自治振興課
健康増進部 健康推進課
健康増進部 介護高齢課
地域福祉部 子育て支援課
地域福祉部 障害福祉課
産業振興部 産業活性化室
産業振興部 商工観光課
環境共生部 環境保全課
都市建設部 交通政策課
総務部 行政改革課
市長公室 企画政策室
危機管理室
市民協働室
消防本部 予防課
教育委員会事務局教育推進部 教育総務課

教育委員会事務局教育推進部	学校教育課
教育委員会事務局教育推進部	青少年育成課
教育委員会事務局生涯学習部	生涯学習課
教育委員会事務局生涯学習部	ふるさと文化課